

返戻金制度に関する明示書

株式会社金屋商会（以下「当社」という）は、職業安定法第 32 条の 13 の規定に基づき、当社が取り扱う有料職業紹介事業における「返戻金制度（紹介した求職者が早期に退職した場合における紹介手数料の返還制度）」について、以下のとおり明示いたします。

1. 返戻金制度の有無及び内容

当社は、当社が紹介し入社（雇用契約の開始）に至った求職者が、入社日から起算して一定期間内に**「自己都合」または「本人の責に帰すべき事由」**により退職した場合に限り、求人者から受領した紹介手数料から以下の割合を乗じた金額（税抜）を返戻いたします。

在籍期間（入社日からの起算） 返戻金の割合（税抜手数料に対する割合）

入社後 1 ヶ月（30 日）以内に退職した場合	80 %
入社後 1 ヶ月超 ～ 3 ヶ月（90 日）以内に退職した場合	50 %
入社後 3 ヶ月超 ～ 6 ヶ月（180 日）以内に退職した場合	20 %
入社後 6 ヶ月を超えて退職した場合	0 %（返金なし）